

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	須坂市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.suzaka.nagano.jp/gyousei/mynumber_setsume/

執行機関名 須坂市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号)による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(乳幼児等)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		須坂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号)による福祉医療費給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、 <u>且つ</u> 、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児等</u> 、 <u>障害者</u> 、 <u>母子家庭の母子等</u> 及び <u>父子家庭の父子</u> が療養の給付又は療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けたときに福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給することにより、早期適切な受療と医療費の負担軽減を図り、もって <u>市民福祉の向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		須坂市福祉医療費給付金条例(平成15年条例第2号) 須坂市福祉医療費給付金条例施行規則(平成15年規則第10号)